

お客様各位

平成 25 年 2 月 28 日
那須信用組合

「中小企業金融円滑化法」期限到来後の取組みについて

当組合は、地域に根差し、地域に開かれた、積極的な地域貢献への取組みを行うことが、協同組合金融機関としての最も重要な社会的役割の一つと認識し、金融円滑化管理方針に基づいて、地域金融の円滑化に積極的に取り組んでおります。

中小企業金融円滑化法が平成 25 年 3 月末に期限を迎えるにあたり、同法の期限到来後においても、当組合のお客様への対応方針が変わることはありません。

金融円滑化管理方針を全役職員に周知徹底し、組織をあげて金融円滑化に取り組んでまいります。

記

- お客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、これまでと同様、お客様が抱えているご事情を十分に勘案し、真摯に対応します。
- 中小企業のお客様との貸付条件の変更等の協議にあたっては、中小企業の特性或事業の状況、事業についての改善もしくは再生の可能性等を勘案しつつ、経営改善に向けた取組みを積極的に支援します。あわせて、他の金融機関や信用保証協会、中小企業再生支援協議会等の関係機関との適切な連携を図ります。
- 新規融資や貸付条件の変更等に関するお問い合わせ、ご相談、苦情、ご要望等につきましては、全営業店の「金融円滑化ご相談窓口」ほか、本部・融資部でも承っています。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

那須信用組合 融資部 電話 0 2 8 7 - 3 6 - 1 2 3 0

受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0